

## 5. 汚染土壌処理業

### 5.1 汚染土壌処理施設

#### 1) 汚染土壌処理施設別の許可・更新等の状況

令和4年3月31日現在における汚染土壌処理業の許可を受けた事業場は121件であり、汚染土壌処理施設別の許可件数を表5-1に、汚染土壌処理施設別の更新等件数を表5-2に示す。汚染土壌処理施設の許可件数は「分別等処理施設」、「埋立処理施設」、「浄化等処理施設（浄化）」の順に多かった。

表5-1 汚染土壌処理施設別の許可の状況（令和4年度末時点）

（処理することができる特定有害物質：複数回答有）

汚染土壌処理施設	施設数	処理することができる特定有害物質																														
		VOC（第一種）										重金属等（第二種）										農薬等（第三種）										
		クロロエチレン	四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・一・二ジクロロエチレン	一・二・二ジクロロエチレン	一・一・一・二ジクロロプロパン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	有機りん化合物				
浄化等処理施設（浄化）	38	17	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	32	32	27	8	8	33	34	34	32	27	12	12	12	6	12
浄化等処理施設（溶融）	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	
浄化等処理施設（不溶化）	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	16	12	9	9	15	16	16	16	16	0	0	0	0	0	0	0		
セメント製造施設	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	0	0	0	20	21	21	21	21	0	0	0	0	0	0	0		
埋立処理施設	42	32	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	42	42	41	39	39	41	42	42	42	41	36	36	36	34	36				
分別等処理施設	48	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	46	47	38	4	4	47	48	48	48	48	23	23	23	1	23				
自然由来等土壌利用施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0			
合計	172	56	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	159	161	122	62	62	160	167	167	165	157	75	75	75	42	75				

注）1つの事業場で複数の汚染土壌処理施設を所有しているため、汚染土壌処理施設の合計件数と事業場数は一致しない。

表5-2 汚染土壌処理施設別の更新等の状況

（件数）

汚染土壌処理施設	更新 法第22条第4項	事故の届出 法第22条第9項	変更		休止 法第23条第4項	廃止 法第23条第4項	再開 法第23条第4項	改善命令 法第24条第1項	許可の取消し 法第25条第1項	停止命令 法第25条第1項
			許可 法第23条第1項	届出 法第23条第3項						
浄化等処理施設（浄化）	R4	2	0	8	39	0	2	0	0	0
	累計	( 52)	( 2)	( 84)	(475)	( 5)	( 11)	( 6)	( 1)	( 0)
浄化等処理施設（溶融）	R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	累計	( 8)	( 0)	( 2)	( 42)	( 0)	( 2)	( 0)	( 0)	( 0)
浄化等処理施設（不溶化）	R4	1	0	4	17	0	1	0	0	0
	累計	( 25)	( 2)	( 46)	(221)	( 0)	( 6)	( 0)	( 0)	( 0)
セメント製造施設	R4	2	0	1	17	1	0	0	0	0
	累計	( 26)	( 0)	( 11)	(162)	( 1)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)
埋立処理施設	R4	2	0	5	12	1	0	0	0	0
	累計	( 50)	( 1)	( 59)	(170)	( 5)	( 7)	( 0)	( 0)	( 0)
分別等処理施設	R4	5	0	8	46	2	2	0	0	0
	累計	( 65)	( 2)	( 71)	(587)	( 12)	( 7)	( 6)	( 1)	( 0)
自然由来等土壌利用施設	R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	累計	( 0)	( 0)	( 2)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)

注1）更新等は事業場ごとで行われるため、『2.1 令和4年度の施行状況 2）条項別の施行状況』の当該届出等の件数とは一致しない。

注2）セメント処理施設における「廃止 法第22条第4項」の累計については、令和元年度から令和3年度の累計方法を見直したため、令和元年度から令和3年度の調査結果における報告件数とは異なる。

## 2) 都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設の許可状況

令和4年3月31日現在で許可されている汚染土壌処理施設の件数を都道府県・政令市別に表5-3に示す。許可されている浄化等処理施設は「関東地区」、セメント製造施設は「九州地区」、埋立処理施設は「近畿地区」、分別等処理施設は「関東地区」が最も多かった。なお、自然由来等土壌利用施設は「大阪市」及び「高知県」において許可されている。



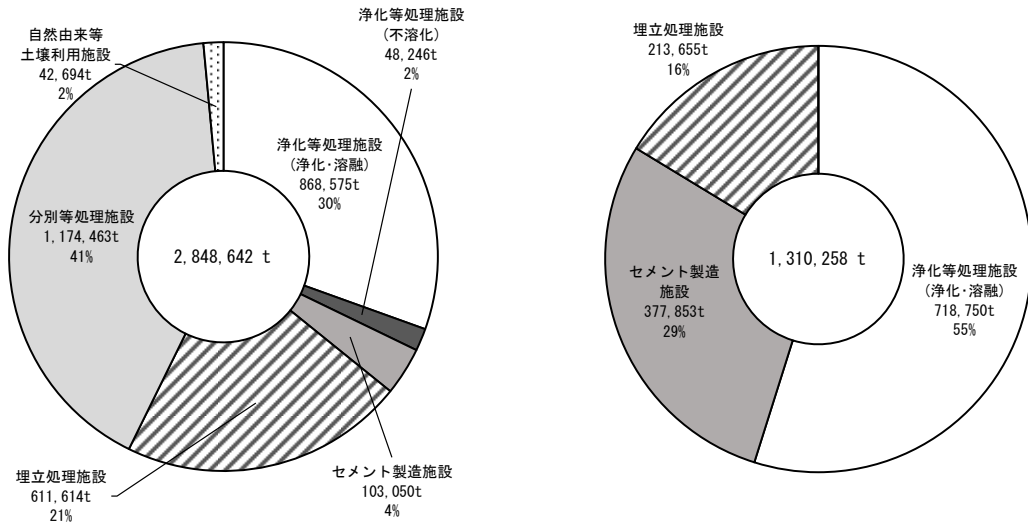
### 3) 汚染土壌処理施設で処理された土量

令和4年度に汚染土壌処理施設で処理された土量を図5-1に示す。

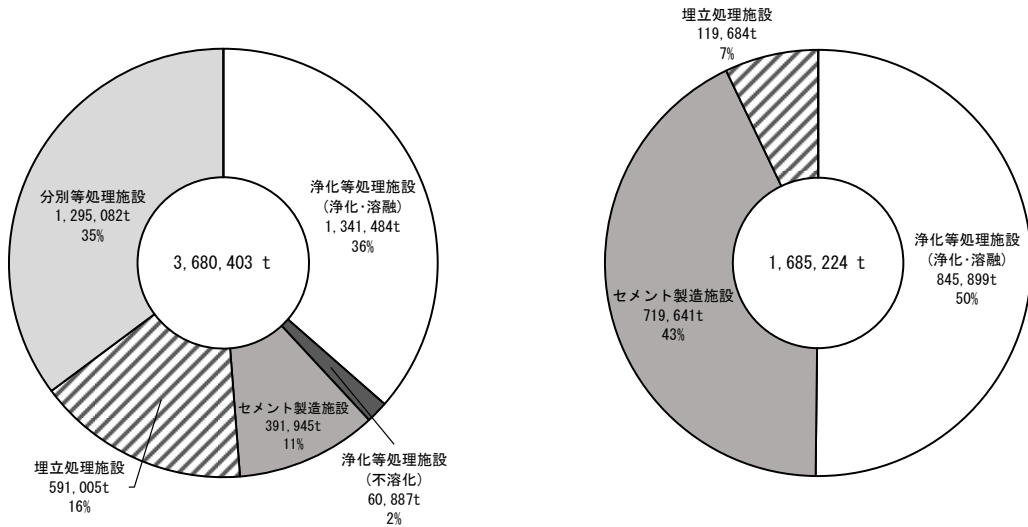
一次処理において、法対象土壌は約285万トン、法対象外土壌は約368万トン、合計は約653万トンであった。一次処理の内訳をみると、法対象土壌については、分別等処理施設の約117万トン(41%)、浄化等処理施設(浄化・溶融)の約87万トン(30%)、埋立処理施設の約61万トン(21%)の順に多かった。法対象外土壌については、浄化等処理施設(浄化・溶融)の約134万トン(36%)、分別等処理施設の約130万トン(35%)、埋立処理施設の約59万トン(16%)の順に多かった。

再処理・二次処理において、法対象土壌は約131万トン、法対象外土壌は約169万トン、合計は約300万トンであった。再処理・二次処理の内訳をみると、法対象土壌については、浄化等処理施設(浄化・溶融)の約72万トン(55%)、セメント製造施設は約38万トン(29%)、埋立処理施設は約21万トン(16%)の順に多かった。法対象外土壌については、浄化等処理施設(浄化・溶融)は約85万トン(50%)、セメント製造施設は約72万トン(43%)、埋立処理施設は約12万トン(7%)の順に多かった。

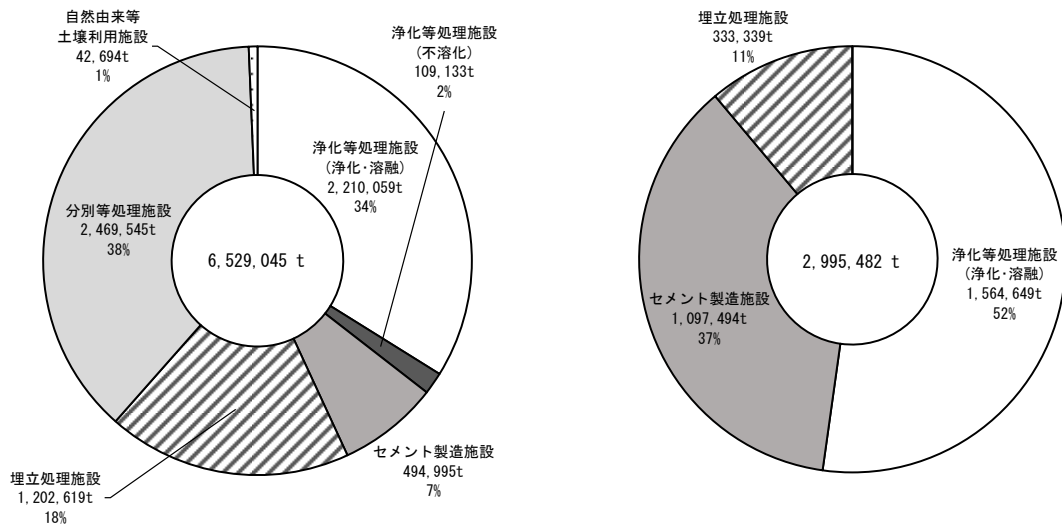
(ア) 法対象土壌 (左：一次処理、右：再処理・二次処理)



(イ) 法対象外土壌 (左：一次処理、右：再処理・二次処理)



(ウ) 合計 (左：一次処理、右：再処理・二次処理)



※ 各土量は、自治体が把握している処理量をまとめたもの

図 5-1 汚染土壌処理施設で処理された土量 (令和 4 年度)

4) 情報公開の状況

令和5年3月31日現在で汚染土壌処理業者の許可を受けた事業場121件のうち、ホームページ等により情報公開している内容とその事業場数を表5-4に示す。

表5-4 情報公開の内容及び事業場数

情報公開の内容		情報公開している事業場数	
許 る 可 情 に 報 関 す	処理方法	98	
	処理能力	85	
	処理する特定有害物質による汚染状態(物質)	77	
	処理する特定有害物質による汚染状態(濃度)	70	
実 績 に 関 す る 情 報	要措置区域等の所在地など	法対象	5
		法対象外	3
	特定有害物質による汚染状態(最大値)	法対象	8
		法対象外	6
	処理前土壌の重量	法対象	17
		法対象外	19
	処理方法	法対象	21
		法対象外	22
	処理後土壌の搬出量又はセメント製造における生産量	法対象	15
		法対象外	16
	処理後土壌の搬出先	法対象	6
		法対象外	5
	汚染土壌の受入日、処理終了日	法対象	6
		法対象外	6
	浄化確認調査結果	法対象	2
		法対象外	1
排水測定に係る事項		23	
下水測定に係る事項		1	
地下水測定に係る事項		26	
大気有害物質測定に係る事項		11	